

### 第3回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成 24 年 2 月 1 日 19:00～21:00
2. 場 所 あんさんぶる荻窪 4階第1教室
3. 出席者 構成員出席者 14名
4. 資料一覧

資料 次第

資料 3-1 第 2 回議事録

資料 3-2 第 2 回議事要旨

資料 3-3 質問に対する回答

資料 3-4 地上部街路整備による影響データについて

参考資料 傍聴者からのご意見カード

参考資料 2 東京環状道路有識者委員会 設立趣旨

参考資料 3 沿線 6 区市長の要望と回答

参考資料 4 石原知事の記者会見時・発言（12月22日）に対する質問書

【古川構成員提出資料】

参考資料 5 「外環の2」必要性の有無について149人に聞きました（詳細編）

【古川構成員提出資料】

参考資料 6 「外環の2」必要性の有無について149人に聞きました（全体編）

【古川構成員提出資料】

参考資料 7 話し合いの会質問に対する回答の対応【中島構成員提出資料】

### 5. 議事

#### (1) 開会

注意事項や配布資料の確認、本日の次第等の説明（1～3 ページ）

#### (2) 前回の議事の確認等について

構成員 B： 議事要旨の次回に持ち越された事項について、今 4 点挙げられているが、3 点追加してほしい。一点目は、外環の 2 がたたき台以降、都が地上に残っているとずっと主張してきた公式文書を提示してほしいということ。二点目は、昭和 41 年、都市計画が決定したときに期待された効果、環境面、防災面、交通面、暮らしの面の効果というものがどこに書かれているのか。その書かれた文書を提示して欲しいということ。三点目は、資料番号の取り方についてルールの見直しの提案について。（3～4 ページ）

事務局： 音声確認したが昭和 41 年次の事業費、コストについては、会の中ではそのような発言というのが確認できなかった。

資料の番号の振り方については、音声を確認したがルールの見直しにつ

いてのやりとりは無かった。ただ、ご指摘があったことから、今回、対応した。(4 ページ)

構成員 B： 外環の 2 が地上に残っていると主張してきた公式文書は提示してくれるのか？

H13 から H15 の大臣発表までの間に東京都はどのようなチラシなどを作って外環の 2 が残っていると説明したのか。

2 点目の問題で、期待された効果、環境面、防災面、交通面、暮らし面については是非答えてほしい。

それから資料番号の取得ルールについて、プロセスを残してほしいと言っているので、どうするのか示して欲しい。(5 ページ)

都： 資料番号の件について、どうかたちがいいのか、資料を出していただいた方に確認を頂きながら資料番号を付けていきたい。今後問題があれば変えていきたい。

地上部街路が残っているという公式文書について、これまでの会議で地上部街路は外環本線とは別の都市計画であり、経緯について説明してきたと考えている。

昭和 41 年度当時どういう機能があったのかという記載の文書はないが、道路のネットワークとして外環の 2 というのは位置付けられているという説明はしている。

環境や防災、交通、暮らしといった機能については、都市計画道路が持つ機能であり、特に記載はないが当然そのような機能を持ったものということで都市計画決定されたものである。(5~6 ページ)

構成員 B： 今回の答えでは納得できない。

結局外環の 2 が残っていると記載のある文書はないということなのか？ また、機能についての文書もないということか？ 推測で機能を持っているはずだというのはおかしい。

それから資番について、プロセスを残して欲しいので、記録として残してくれるのか。(6~7 ページ)

都： これまで節目節目にパンフレットを出している。東京都の方で地上部街路が地下になったという説明はしていない。

地上部街路の機能について、都計審の議事録や公文書には記載は無い。それは前にもお話をさせていただいた。

資料番号の取り方については、資料の出し方、資料の番号の振り方というのは、皆さんが見やすいかたちで出すべきだと思うので、その都度いいかたちに変えていきたいと考えている。(7 ページ)

構成員 B： 提出したご意見カードがどこにも載っていない。漏れのないように挙げてもらいたい。(7 ページ)

都： 漏れていたとしたら大変失礼しました。

ご意見を確認し、漏れていた場合には新たに記載する。(7~8 ページ)

構成員 B： 議事録について、あと 5 点修正点がある。P33 の真ん中あたりに数字が並んでいるが、間違いではないか。

読んでいる人にも分かりやすくしてほしい。(8 ページ)

都： 議事録については間違いがあってはいけない。会の後に指摘いただき、最終的に確認できたものを公表するような形を取らせていただきたい。(8

ページ)

構成員 B： 後ほどお願いします。(8ページ)

(3) ご意見カードや質問等について

都から資料 3-3 について説明 (8~11 ページ)

構成員 B： 資料 3-3 の回答を見ると、2 番目の石原知事発言について「前回の話し合いの会の回答通りです」と記してあるが、余りにも誠意の無い回答である。それで納得出来ないから知事に真意を確認してほしいと宿題になった筈である。

参考資料 4 はこの石原発言について私が改めて質問書という形で提出したものである。12月22日の記者会見で石原知事は「外環の2が地上部に残っているが」と質問され「地下に外環本線を通した上に新しい都道を作ろうというの?」「道路計画として今(地上に)残っているの?」と記者に聞き返しているのである。質問は次の3点

- ① 前回の話し合いの会で宿題となった石原知事に対し発言真意の確認をとること。
- ② 記者会見後、都では都知事と都市整備局の間で話し合いされたのか? どうすることに決まったのか?
- ③ 本線なら地上は無理だが外環の2なら地上でもOKとの話は一般人には理解できない

と質問した。(11~13ページ)

都： 知事は先ほども説明したとおり、外環の2の検討を進めていることについて承知している。(14ページ)

構成員 C： 私の家は外環予定地上に位置し、以前よりこの話は聞いていた。外環本線が地下に潜ったのは、地域の住民の方々の反対運動のおかげだと思っている。環境汚染ということが一番大きいと聞いています。しかし立ち退きがなくなるという話は一切一度も聞いたことがない。PI委員会の方でも外環その2に関しては話をする場じゃないと聞いていたので、議事録があるはずがないのは当然だと理解している。知事の視察後、地下に潜る計画が急速に進み、外環道路が地下になって本当に良かったと思っている。

ただ、家の近くには小学校があるが、バス通りは細く通学路には使えない。インターチェンジが出来れば周辺は渋滞し、裏道まで車が入り、子供たちが危険にさらされる。地上部分は生活のために、もっと住みやすいまちをつくるための道路をつくってもらいたい。外環本線が地下になるか、地上になるかがはっきりしなければ外環の2は話し合いとか会議とかなかったわけで外環の2の議事録がないのは当然だと思う。(14~15ページ)

構成員 D： 南北の一般道は杉並区に必要なから私は造って欲しい。  
知事の発言に、「新しい公共事業が起こるときに多少の犠牲が伴わざるを得ないが、それをうまく整理して」とあり、それが本心だと思う。(15ページ)

構成員 E： 外環の2に関する資料がなくて当然だというお話だが、以前から計画図

原本の存在の有無を確認したいと要求している。

それから、石原都知事は外環の2を認識済みだということを小口課長は確認したのか？それともそう思ったのか？（15～16ページ）

都： 図面については、前回、後ろのスクリーンに映しお見せした。（16ページ）

構成員E： 一番大事なのは都市計画決定したときの原図であり、それが出ていない。（16ページ）

都： 前回映したものであれば提示します。（16ページ）

構成員E： 映したものではない。（16ページ）

都： 前回もご説明したとおり、開示の手続きを取っていただき、入手することは可能だと考えている。

石原知事に確認したかというご質問については、組織内部のことですので、回答は控えさせていただきたい。（16ページ）

構成員E： スクリーンに映した図面が、原本の写しかどうかは、私は確認できない。要求するのは原本の写しである。（16ページ）

都： 原本がどういうものを指すのか確認したい。前は、当時の都市計画地方審議会の中で説明を補完する資料として配布された図を映した。

映した図については、開示請求の手続きを取っていただければ開示することは可能だと考えている。（16～17ページ）

構成員E： 東京地裁で要求されている原本のことを言っている。関係図書とかいうかたちですり替えようとしている。（17ページ）

都： 原本というものがどういうものを明確にお示し頂きたい。（17ページ）

構成員E： 昭和41年都市計画決定された時、対象区域を特定するための付属図書として作成された計画図の原本のこと。

内部のことだからといって、話し合いの場で発言を控えるというのは話し合いではない。議事録を見たが、石原都知事は課長と違い、外環の2について一言も積極的な発言はない。（17～18ページ）

都： 私どもは知事をトップとした東京都という組織で動いている。外環の2については、平成20年の検討のプロセスや対応の方針、検討を進めることについて、都民と約束をしてきた。今後も約束に基づき、検討を進めていきたいと考えている。（18ページ）

構成員E： 石原都知事が知らないことということは、指令はできないということだ。（18ページ）

都： 知事は外環の2について承知している。平成15年3月の資料にもあるように、定例記者会見の中でも外環の地上部街路について知事は発言している。都議会の場でも地上部街路については議論されている。知事が知らないということではない。（18ページ）

構成員E： 石原知事は知らないのだから、あなた方に石原知事が説明とか指令はできないはず。誰から指令を受けたのか。（18ページ）

都： 再度お答えするが、知事は外環の地上部街路について承知している。知事をトップとした東京都という組織の中で、外環の2の検討を進めることについても決定し、進めているところである。（18～19ページ）

構成員E： それは嘘をついている。（19ページ）

構成員F： 本来の議論がなかなか出来ない。もう少し整理してもらいたい。

私も都市計画専門なので、その目で見ると小口課長の言っていることはそんなに間違っていないと思う。本線が地下に潜っても、都市計画が別であれば地上に計画が残るのは当然である。

しかし、他の都市計画道路で整備の見込めないものが、至る所に残っている。なぜ整備が見込めないものに対してこのような話し合いの会で意見を聞くのか理解できない。

今回の主旨は計画に残っている道路をどうするのか意見を聞いて考えるということで参加したが一向にそっちの方に話が行かない。

都市計画決定の時の付属の書類に大した意味はない。

事業認可の際にきちんと測量を行う。都市計画決定の段階はラフ画なので、それを出してもあまり意味は無い。(19～20ページ)

構成員 B： 私は都市整備局が独断で動いていると思っている。都市整備局として知事と話しを合わせて欲しい。(20～21ページ)

構成員 F： このままだと大事な議論ができない。だからこの問題突き詰めるより、本題をもう少し進める方がいいと思う。(21ページ)

構成員 G： 外環が高架式だった時、地上部街路の位置付けは幹線道路なのか、生活道路なのか。(21ページ)

都： 幹線道路である。(21ページ)

構成員 G： 幹線道路なので、高架がなくなっても外環の2は残っているということですね。(21～22ページ)

構成員 E： 大泉以北の外環の2が廃止された際、住民の意向は大して聞かなかったと聞いている。しかし、今回大泉から世田谷までの外環の2に関しては、わざわざ話し合いの会をやっている。

住民の説明会がなくても廃止できるのであれば、説明会なんか開かなくて廃止してくれればいい。そういった手続きはないのか。(22ページ)

構成員 F： 高速道路は用地買収できないと判断し地下となった。地上部街路も反対されることはわかっているはずなのに、なぜこういう会を開くのかわからない。(22ページ)

構成員 B： 東名の上の喜多見に向かうところ(ジャンクション部)に付属街路が必要ではないか。断面図で分かりやすく次回説明していただきたい。(23～24ページ)

都： 外環の2とは関係のない話になっていると思うので、ご意見として聞いて、事業主体の方へお伝えする。(24ページ)

構成員 B： 資料3-3について、有識者委員会の目的が書いてあるが、目的について聞いているわけではなく、会として外環の2が含まれているのかを聞いている。本線だけということか。(24ページ)

都： 有識者委員会の設立趣旨と目的から、外環本線についての委員会と私どもはとらえている。最終提言では外環の2に限らず、外環本線の地上部の利用については、「外環の必要性に関する行政判断、政策方針の決定がなされた後に、具体的な検討を進めるべきである」との提言が出されている。そういった内容も踏まえて、現在地上部街路についての検討を進めている。(25ページ)

構成員 B： 最終提言で移転戸数を極力少なくするため、基本的にはインターチェンジなしとされている。

仮に本線だけの委員会であったとしても、結論が立ち退き戸数を1戸でも少なくする提言となっていることを踏まえると、地上道路は無理ではないかと思う。(25ページ)

都： ご意見として伺っておく。(25ページ)

構成員 B： 7区市長の要望と回答について、一部抜粋されているが、本当の6区市の要望を的確にとらえていない感じがするので、全文を見たい。どこで見ることができるのか後で教えて欲しい。

また、東京都はたたき台以降、一貫して地上に外環の2があり続けると言っているが、結局書類としてはないということか。(25～26ページ)

都： ないとお答えしていない。平成15年にも公式に出しているし、平成17年にもパンフレット出している。(26ページ)

構成員 B： その前の13年から15年の間は？(26ページ)

都： 13年から15年の間については確認していない。(26ページ)

構成員 B： 次回確認して返事がほしい。(26ページ)

都： 13年から15年の間のことが、どういう理由で必要なのか。(26ページ)

構成員 B： 13年の4月に、国交省と東京都が、たたき台のパンフレットを使って、高速道路と外環の2は集約して地下に潜りますという説明をされている。そうではないと言うのであれば、東京都は国とは違う別のチラシを作っているのではないか。(26ページ)

都： 趣旨を理解した。今回の要望については持ち帰らせていただく。(26～27ページ)

構成員 B： 今回、構成員提出制度を利用して、会の8日前に石原知事の発言に関する質問書とパワーポイントを委員の提出資料として提出したが、参考資料扱いとなっている。

説明の時間を1分でも与えて欲しいのだが、なぜ説明の機会が与えられないのか。(27ページ)

都： 次第を2週間前に確定していたため、8日前にご提出いただいた資料については、当日個別の説明のための時間は取れなくなった。このため、今回提出された資料の説明を次回の会でお願ひできないかを、事前に連絡して、確認させていただいた。当日配布を望むということなので、後日参考資料として机上配布という扱ひで、個別の説明時間を取らないということをお願ひし、ご了解をいただいたと認識している。

なお、構成員提出の資料番号の付け方について、前回、説明内容が違うものについて資料番号を別にすべきとご指摘をいただいた。そういったことも提出者と調整の上、配慮して行きたいと考えており、会の開催の2週間前までに資料の提出をお願ひしていたところである。2日前に提出された資料を当日利用するには、資料を机上配布とし、提出者が質問の中で参考資料として利用する事が限界だと考えている。また、大量の資料についても印刷発注の関係で物理的に配布が困難となる。

この点について構成員の皆さまが、明確にすべきということであれば、運営要領を2日前から2週間前に変えたいと考えている。都としては運営要領を変えるのではなく、そういった点をご理解の上、提出していただいた資料の取り扱ひについて個別に調整させていただき、その上で運

営や進行にご協力いただければと考えている。資料については会の開催の2週間前までに、ご提出していただくことについてご協力をお願い申し上げます。(27~28ページ)

構成員 E： 都市整備局の方から昨日の電話があり、私が提出した資料について、質問の趣旨や資料の意味を問われた。説明をして東京都が納得すれば資料を配ると。だから今回自分で90部用意して持ってきた。私の資料が不穏当なものだ、出せないと、昨日の段階ではそういう意見だった。自分なりに一生懸命資料を出している。それを東京都は、説明してもらって納得がいけば、コピーで配布してあげるという姿勢はどういうことなのか。(28~29ページ)

都： どの構成員から出された資料も大変貴重な資料だと思っており、公平に扱いたいという考えである。  
提出資料を確認させていただいたのは、当日説明することが必要なのか、必要であればやはり時間を取らなければならないからである。内容を確認して配る配らないという判断は、全くするつもりはない。  
もしご不快な思いをされたということであれば、私の責任だと思っておりますので、本当に大変申し訳ない。(29ページ)

#### (4) 現状・課題データの説明

資料1-3について、第1回の話し合いの会で説明した「環境」の視点に引き続き、「防災」、「交通」、「くらし」について、都が説明した。(29~32ページ)

#### (5) まとめ、その他

事務局： 本日のまとめを確認させていただく。

- ・議事録については東京都の発言の部分で指摘があったので、確認して訂正した上で公表する。
- ・構成員からご意見カードで漏れがあると指摘があったので、後ほど直接確認した上で対応する。
- ・13年から15年までにおいて、地上部街路に関する説明資料について次回お答えする。
- ・構成員が資料を提出される場合は、2週間前をめぐりご提出していただき、その資料番号の振り方など調整させていただきたい。(32~33ページ)

構成員 B： 石原知事と都市整備局の相談された結果について、次回話があるのか。(33ページ)

都： 石原知事発言についての話は、この会の中で説明した。(33ページ)

構成員 B： 都市整備局が石原知事と話し合っ、その結果を報告するのが義務じゃないかと思う。(33ページ)

都： 知事をトップとした東京都という組織で、私ども対応している。知事に対しては必要に応じて報告をしたり、指示をいただいております、外環の2のことに限らず、どんな案件に関しても、そういう形で対応している。(33ページ)

- 構成員 G： 知事は実際に現地に行ってみると言われており、こういう機会に是非参加してほしい。(33ページ)
- 構成員 H： 私どもの商店会は練馬のインターチェンジに位置しています。杉並区はインターチェンジは造らないということで、みんな危惧している。地元  
の長く住んでいる方と意見交換をしたが、道路ができれば町が良くなる  
んじゃないかという意見だった。今のままじゃ閉そく的でどうしようも  
ない。西荻に行く通りはバスもすれ違いができない。  
大震災のデータがあったが、今あの道で大震災が起きたときに、緊急自  
動車も消防車も何も通れない中どうするのか。高齢化社会に向かっている  
中で、まちづくりをしっかりといただかないと、閉そく的で進化が  
できない。今よりもいい方向に向くような話し合いにしたい。  
いろんな賛否両論あっていい。一方的な意見が強くて不快に思っている  
方が結構いる。(33～34ページ)
- 構成員 D： 地蔵坂から善福寺川のところで下がって、桃井小学校のところを上がっ  
ていく道。道路造るのなら、上を通して、下へ降りない道をつくれば壊  
す家は減るし、道路は広がる。そういうことを考えてもらい、そうい  
う会にして欲しいと思っている。(34ページ)
- 構成員 I： この土地に 80 年も住んでいる。外環が地下になって泣く泣く承知した  
ところに地上部街路が残っているなんて言われても他にいくところなん  
かない。  
賛成の方はその気持ちを伝えていけばいいと思うが、40mの道路を造る  
というのは考えられない。あのまちの中を歩いてみてほしい。  
この場で不賛成だとかを言う場じゃないと思っているが、私たちはやっ  
ぱりあそこの土地は動きたくない。(34～35ページ)
- 事務局： 次回は4月下旬から5月あたりの中で日程調整させていただく。(35ペー  
ジ)
- 構成員 I： 次回については、5月の連休後にしてほしい。(35ページ)

## 6. 確認された事項

- 第2回の議事録については修正後、公表する
- 構成員からのご意見カードの記載漏れを確認する
- 構成員が資料を提出する場合、2週間前を目途にする

## 7. 次回へ持ち越された事項

- 平成13年から平成15年の間における地上部街路についての説明資料(パンフレット等)の確認